

農産物検査法に関する要請

令和2年1月31日

公益社団法人 日本農業法人協会

農産物検査法の規格については、農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日 農林水産業・地域の活力創造本部決定）等に基づき、農産物の流通構造の改革の一環として、流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直すこととされている。

農産物検査法は、昭和26年に制定されたもので、米を政府が全量管理するという食糧管理法の下で、政府が買い入れ、販売する米について統一的な規格を定めたものである。

その後、平成6年に食糧管理法が廃止された後も、農業者が生産した米を集荷業者・卸売業者を通じて不特定の者に対して販売するという米流通の実態に大きな変化がなかったことから、農産物検査を前提とする各種のシステムが維持された。

しかしながら、現在では、米の流通は多様化してきており、集荷業者・卸売業者を通さず、農業者から実需者（食品メーカー・外食企業等）・消費者に直接販売されるものが拡大してきている。

こうした流通は、中間流通をなくすことによる農業者の所得向上や実需者・消費者のニーズへの対応の強化に資するものであり、今後さらに拡大していくものと考えられる。

そして、このような流通については、必ずしも農産物検査を受ける必要はなく、買い手である実需者・消費者のニーズに応えられる品質のものであれば足りることになる。

しかるに、現在の農産物検査を前提とするシステムでは、このような流通についても、農産物検査を受けないと、

- ・ 経営所得安定対策（収入減少影響緩和交付金（ナラシ））の交付対象とならない
- ・ 水田活用の直接支払い交付金（加工用米・飼料米等）の交付対象とならない
- ・ **食品表示法に基づく表示（産地・品種・産年）ができない**
- ・ 特定名称の清酒（吟醸酒・純米酒・本醸造酒）と表示できない
- ・ 備蓄米の政府買い入れの対象とならない
- ・ 商品先物取引の対象とならない

という取り扱いとなっており、農業者は、農産物検査を受けることを事実上強制され、必要のない検査コストをかけている。

農業の競争力強化のためには、コストの削減は極めて重要であり、農産物検査法及びそれに関連する各種制度について、不要なコストは一切かけないようにするという観点から、下記のような抜本的な見直しを行っていただくよう、要請する。

記

- 1 農産物検査を受けない米についても、一定の条件（それぞれのシステムにとって必要最小限の条件）のもとに、
 - ・ 経営所得安定対策（収入減少影響緩和交付金（ナラシ））の交付対象となるようにすること
 - ・ 水田活用の直接支払い交付金（加工用米・飼料米等）の交付対象となるようにすること
 - ・ 食品表示法に基づく表示（産地・品種・産年）ができるようにすること
 - ・ 特定名称の清酒（吟醸酒・純米酒・本醸造酒）と表示できるようにすること
 - ・ 備蓄米の政府買入れの対象となるようにすること
 - ・ 商品先物取引の対象となるようにすること
- 2 集荷業者・卸売業者を通して流通する米については、統一的な検査規格は必要と考えるが、検査規格については極力簡素化し、農業者の負担・コストを拡大しないようにすること。
農業者の負担・コストの増大につながる検査規格の見直しは絶対に行わないこと
- 3 実需者等から一定の品質の要請があった場合に、農業者等が的確に対応できるよう、要請される品質ごとに、それを測定するための統一的な方法を明確にすること
- 4 以上との関連を踏まえて、農産物検査法の在り方を基本から見直すこと。特に、今後、流通の合理化の進展に伴い、統一的な農産物検査の必要性も検査機関の登録の必要性も小さくなっていくことを十分踏まえること。

以上